

横須賀市介護保険サービス事業者業務管理体制確認検査要綱

(総則)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の規定による介護保険サービス事業者の業務管理体制に係る検査の実施については、別に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護保険サービス事業者 法第115条の32第2項第4号の規定により市長に業務管理体制の整備に関する事項の届出をしなければならない介護サービス事業者をいう。
- (2) 検査 法第115条の33第1項の規定により、介護保険サービス事業者に対して報告を命じること等をいう。

(検査の基本方針)

第3条 検査は、介護保険サービス事業者の業務管理体制の整備の状況を確認し、及び当該業務管理体制の状況に問題があると疑われる場合においては、当該介護保険サービス事業者の認識を確認し、公正かつ適切な措置を採るため、事実関係を的確に把握することを目的とする。

(検査の種類)

第4条 検査の種類は、一般検査及び特別検査とする。

- (1) 一般検査 業務管理体制の整備の状況を確認するため、介護保険サービス事業者に対して報告書等の提出を求める書面検査又は介護保険サービス事業者の事業所等における立入検査により行うものとする。
- (2) 特別検査 指定事業所等の指定等取消処分に対応する事案が発覚した場合に、当該介護保険サービス事業者に対して、当該指定等の取消しの理由となる事実に関して組織的な関与を行っているか確認することを主眼とするもので、介護保険サービス事業者の事業所等における立入検査により行うものとする。

(検査の通知)

第5条 検査の実施にあたっては、対象となる介護保険サービス事業者に対し、根拠法令、目的、期日、場所、準備すべき資料等を文書により通知するものとする。ただし、介護保険サービス事業者等監査要綱（平成20年4月1日制定）第12条の規定に基づき監査の実施に引き続き特別検査を実施する場合は、口頭により通知し、後日、その旨を文書により通知することができるものと

する。

(検査結果の報告)

第6条 検査の実施にあたった職員は、検査終了後、速やかに検査結果について復命書を作成し、市長に報告するものとする。

(検査後の措置)

第7条 市長は、検査の結果について必要な検討を行い、介護保険サービス事業者の業務管理体制の整備の改善に必要な事項等について、書面により通知するものとする。

2 市長は、前項の通知内容について期限を付して報告を求めることができるものとする。

3 市長は、検査の結果、介護保険サービス事業者が適正な業務管理体制の整備を行っていないと認める場合には、次に掲げる措置（以下「勧告等」という。）を行うことができる。

(1) 法第115条の34第1項の規定により、期限を定めて、適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告すること。

(2) 前号の勧告を受けた介護保険サービス事業者が当該勧告に従わなかったときに、法第115条の34第2項の規定により、その旨を公表し、及び当該介護保険サービス事業者が正当な理由なく勧告に係る措置をとらなかったときに、同条第3項の規定により、期限を定めて当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

(記録等)

第8条 市長は、介護保険サービス事業者検査台帳を作成し、検査の内容、結果等を記録し、及び保存するものとする。

(情報の提供)

第9条 市長は、介護保険サービス事業者に対して実施した検査の内容及び結果について必要があると認めるときは、厚生労働大臣、神奈川県知事、又は当該介護保険サービス事業者を指定している他の市町村長へその情報を提供するものとする。

(その他の事項)

第10条 検査の実施等にあたっては、介護サービス事業者業務管理体制確認検査指針（令和6年老発0404第3号厚生労働省老健局長通知）及び介護サービス事業者業務管理体制確認検査実施要領（令和7年3月26日付厚生労働省老健局総務課介護保険指導室事務連絡）を参考とするものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、民

生局福祉こども部長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。